

# 固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験

## 改正対象

鋼船規則 B 編  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

## 改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 10 規則により、500 m<sup>3</sup> を超える容積を有する A 類機関区域には固定式局所消火装置が要求され、定期的に無人の状態におかれる機関区域の場合には固定式局所消火装置の自動及び手動の起動装置が要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則 R 編に取入れている。

自動起動装置を有する固定式局所消火装置においては、火災時に出火元に隣接した別の保護場所の炎探知器が探知し、複数の保護場所に対して固定式局所消火装置が自動起動することで本来必要な水量が得られず初期消火に失敗した事例があった。

今般、火災時における固定式局所消火装置の重複起動の防止を目的とし、製造中登録検査における固定式局所消火装置の試験要件を定め、関連規定を改める。

## 改正内容

製造中登録検査時における固定式局所消火装置の試験要件を規定する。

## 施行及び適用

2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用

ID:DX25-02

**「固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験」 新旧対照表**

新	旧	備考
<b>鋼船規則 B 編 船級検査</b>  <b>2 章 登録検査</b>  表 B2.9 検査 – 防火構造, 脱出設備及び消火設備		
検査対象	満足すべき事項	
	(省略)	
16 固定式局所消火装置	(1) 配管は, 最高使用圧力以上の圧力で気密試験を実施する。 (2) 配管の通気試験を実施する。 (3) 警報装置の作動試験を実施する。 (4) 機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては, 給水ポンプ及び起動弁の自動及び手動による作動試験を実施する。その他の船舶にあつては, 手動による作動試験を実施する。 (5) 製造者が定める点検を実施する。 (6) 自動起動装置を備える船舶にあつては, <u>自動起動装置の重複起動防止の試験を行う。試験方法については, 附属書 2.1.7 「固定式局所消火装置の自動起動装置の重複起動防止試験の実施要領」による。</u>	製造中登録検査において, 自動起動装置の重複起動防止の試験を実施することを規定
	(省略)	

「固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>附属書 2.1.7 固定式局所消火装置の自動起動装置の重複起動防止試験の実施要領</b></p> <p><b><u>An1.1適用</u></b></p> <p>本実施要領は、規則 B 編 2 章表 B2.9 第 16 項に掲げる固定式局所消火装置の自動起動装置の重複起動防止試験に適用する。</p> <p><b><u>An1.2試験</u></b></p> <p>-1. 次の(1)から(6)に掲げる各々の場所（以下、保護場所という）の近傍で長さ 300 mm 程度のバーナー炎等を用いて模擬火災を形成し、当該保護場所での模擬火災を炎探知器が探知することを確認する。</p> <p>(1) 内燃機関（主機・発電機）の火災危険部分</p> <p>(2) ボイラ前面</p> <p>(3) 焼却炉の火災危険部分</p> <p>(4) 加熱燃料油清浄器</p> <p>(5) 燃焼ガスを使用するイナートガス発生装置</p> <p>(6) 熱媒油加熱装置</p> <p>-2. 炎探知器が探知した後の 30 秒間に、当該保護場所以外の保護場所の炎探知器が誤って探知しないことを確認する。</p> <p>-3. 当該保護場所以外の保護場所の炎探知器が探知した場合、誤探知した炎探知器の角度又は位置を変える、遮蔽板を設ける等の対策を講じなければならない。対策後は、再び前-1.及び-2.に掲げる試験を実施し、誤</p>	<p>(新規)</p>	

**「固定式局所消火装置の重複起動防止に関する試験」 新旧対照表**

新	旧	備考
<p>探知した炎探知器が誤って探知しないことを確認する。</p> <p><u>-4. 前-2.において、発電機、加熱燃料油清浄器など、同一目的に使用される機器が隣接して設置される場合であっても、複数の機器を単一の炎探知器により探知する計画を除き、原則、複数の機器に対して炎探知器が探知してはならない。ただし、局所消火装置の最大ポンプ容量を超えない範囲であれば、追加の対策を講じなくとも差し支えない。</u></p> <p><b>An1.3同型船に対する試験</b></p> <p><u>An1.2に掲げる試験は同型船であっても実施しなければならぬ。</u></p>		
<p>附 則</p>		
<p>1. この改正は、2026年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用する。</p>		